

令和元年度 第4回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和元年 7月25日 (木)			
開 催 場 所	議会控室			
開 催 日 時	令和元年 7月25日 午後 1時 35分 開 会			
	令和元年 7月25日 午後 5時 11分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	3 番	大城 司	4 番	鈴木 江美子

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第4回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、3番 大城 司（おおしろ つかさ）委員、4番 鈴木江美子（すずき えみこ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 新規就農相談会のお知らせについて 報告3 ツマジロクサヨトウに対する注意喚起について 報告4 農業経営状況調査（8/1調査）について 報告5 営農意向調査について
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第17号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第18号 非農地証明願いについて 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第20号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第16号から第21号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが9件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩（現地調査） 午後 1時 42分 再開 午後 4時 40分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づいて議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑なしの声あり）</p>
議 長	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 3ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>所有権移転関係の4番と5番は贈与ですが、基盤法で贈与はできるんですか。</p>
事務局	<p>3条も案内したんですが、基盤法の贈与で申請したいということであがっており、過去にも基盤法による贈与の申請はあって総会で認められてきましたが…。</p>
委員	<p>贈与は3条での申請だと思ってましたが、一応確認お願いします。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第17号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第18号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第18号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 7ページをお開き下さい。</p>

	<p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第18号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>2番の現況は復帰前から家があったということで宅地部分があり、議案書の現況地目は宅地でいいと思いますが。</p>
事務局	<p>事務局としての判断は雑種地ですが、課税地目は宅地/雑種地となっています。では現況地目の方を「宅地」に修正お願いします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第18号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第18号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

委員	申請要旨はプレハブ住宅と書かれていますが、一般住宅でいいのでは？
事務局	わかりました。申請要旨の方を「一般住宅」に修正お願いします。
議長	よろしいでしょうか。議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。お手元の資料 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、農地転用事業計画変更承認申請の内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	<p>それでは、続きまして、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。</p> <p>お手元の資料 10ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第21号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第21号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第21号整理番号1番について異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第21号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第21号整理番号2番から4番についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第21号整理番号2番から4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第21号整理番号2番から4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第21号整理番号2番から4番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

委 員	議案書と航空写真の申請地番が異なりますが…。
事 務 局	すみません。議案書が間違っており、申請書の地番は航空写真のものになります。申請地番「2594-1、2594-2、2594-3」に修正お願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第21号整理番号2番から4番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第21号整理番号2番から4番については原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和元年8月28日(水)を予定しています。</p> <p>これにて令和元年度第4回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 5時 11分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印